



テミス通信

第 64 号 / 2023年7月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



露天神社（お初天神） 夏祭り練習風景

暑中お見舞い申し上げます

自分が受けたご恩を、その方自身にお返しするのではなく、次の世代や他の方に順送りすることを表す「恩送り」という言葉があると聴きました。英語では、Pay it forward.

「以前、大変お世話になったにもかかわらず、十分にその期待に応えることはできなかったが、新たな機会を得て、その時の分まで真剣に取り組んでいます。」といった文章を読むと、長いスパンで見ることの重要性や、人は信頼に足る存在だと思いつくづく思います。私自身も、多くの支えをいただいて今日あることに感謝し、次の人たちにそれをお返ししていきたいと思えます。

これからが夏本番。皆さまも、お体、大切にお過ごしください。

テミス通信 第64号をお届けします。

(佐井恵子)

夏季休暇のお知らせ

2023年（令和5年）8月11日（金）の「山の日」より、8月15日（火）まで、夏季休暇をいただきます。ご迷惑をおかけしますが、宜しくお願いいたします。

国税庁が、今年度の路線価を発表しました。

今年度中に不動産の贈与を考えていらっしゃる方には、この新しい路線価をもとに贈与税の計算をすることとなります。まだ余裕のある、この時期にご相談下さい。

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



高齢者の遺言は予備的（補充）遺言が重要です！

高齢者ならではの遺言書作成ポイントがあります

高齢者の遺言作成の相談を受ける時、財産を相続する人、あるいは遺贈を受ける人が、遺言を書く人より先に亡くなった場合のことを想定していないことがあります。遺言を書いたから、遺言が役に立つ時までの間も長期に渡る場合、遺言者の配偶者や兄弟姉妹といった、年齢の近い方へ遺産を残す場合には、必ず、配慮しておくポイントがあります。

遺言者より先に受益相続人が亡くなったとき、何もしなければ？

母が、「長男 A に自宅不動産を相続させる。」と遺言を書いたにも関わらず、長男 A が先に亡くなってしまったとき、そのまま何もしなければどうなるのでしょうか。

A の長男 B が相続するとした東京高裁平成 18 年 6 月 29 日判決（判例時報 1949 号 34 頁）、又、遺贈の場合は効力を生じないという規定の趣旨から、A の長男 B は相続しないという正反対の結果となる東京地裁平成 21 年 11 月 26 日判決（判例時報第 2066 号 74 頁）を経て、以下の最高裁判決が出ました。

平成 23 年 2 月 22 日 最高裁判所第三小法廷判決は、

「相続させる」旨の遺言は、当該遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、当該「相続させる」旨の遺言に係る条項と遺言書の他の記載との関係、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などから、遺言者が、上記の場合には、推定相続人の代襲者その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき「特段の事情」のない限り、その効力を生ずることはないと解するのが相当である。

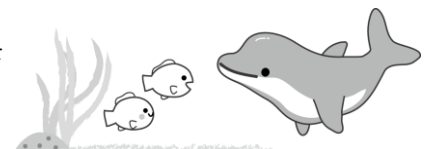
と、しています。

つまり、長男 A に、その子 B がいても、「特段の事情」がない限り、B は A に代わって自宅不動産を相続することはないということです。

相続登記の場面では

長男 A が死亡した時に、遺言者である母が何もしなければ、あるいは、遺言者母が高齢で、長男 A が死亡した時には認知症などで書き直す能力が無くなっていた場合には、自宅不動産部分についての遺言は無効となり、長男 A の相続人を含めて相続人全員で改めて遺産分割協議をすることになります。相続登記の場面では、この遺言を使って亡き長男 A の子である B に名義を変える登記申請をしても受理されません。「特段の事情」があったとしても、その主張は登記申請の場面では受け付けられず、裁判所において主張する他ありません。

過去に遺言書を作成されたことがある方もこの機会に遺言書の内容を再確認してみてもいかがでしょうか。（佐井恵子）



佐井事務所

スタッフ紹介

テーマ

「夏祭りといえば」



佐井 恵子

司法書士

実家の門から、うちわ

片手に眺める

打ち上げ花火

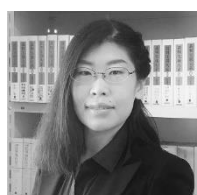


山添 健志

司法書士

かき氷とシロップ色の

舌



佐井 陽子

事務局

光る腕輪

CSR活動報告

1年の結果をご報告いたします。

ペットボトルキャップの回収

みなさまにご協力いただき、今年度は約10,709個、24,845グラムのペットボトルキャップが集まりました。ありがとうございます！回収されたキャップは大阪市北区社会福祉協議会の北区ボランティア・市民活動センターに届けました。

ペットボトルキャップは、障がい者就労支援施設にて回収、選別、粉碎され、1キログラムあたり6円が認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを（JC V）」に寄付されます。ポリオワクチンは1人分約20円、今年は7人分になりました！今後も活動を続けてまいりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。



使用済み切手の回収

今年は、約37,840枚の使用済み切手が集まりました。ありがとうございます！公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会へ届けました。5,000枚の切手を換金すると約1,800円、タンザニアの看護学生1名の教科書代1年分になります。こちらもキャップ同様、引き続きどうぞよろしく願いいたします！

えがお基金

公益社団法人大阪コミュニティ財団に2011年2月に設立したえがお基金に、2022年は32,054円、累計722,943円寄付することができました。2023年度は、岡山県笠岡市の「聴覚・サポートかけはし」へ15万円助成され、聴覚障がい者、障がい児の卓球教室に使われることとなりました。

2025年は聴覚障がい者の国際スポーツ大会であるデフリンピック夏季大会が東京で開催されます。デフスポーツでは、一般に用いられるスタートの音や審判の声による合図等が視覚的に工夫されています。前回2021年のブラジル大会で卓球は、女子団体銀メダル、男子団体銅メダル、女子ダブルス銅メダルでした。競技人口拡大で、もしかしたら将来のデフアスリートが岡山から出るかも…と期待しています。

（佐井陽子）



佐井司法書士法人のホームページに「動画」を載せました

所属する公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの大阪支部が、「法定後見」と「任意後見」について作成した紹介動画です。

第三者後見人としての私たちの思いと、制度利用が奏功したケースを、熱く、分かりやすくまとめています。是非一度、ご覧になってみてください。
(佐井恵子)



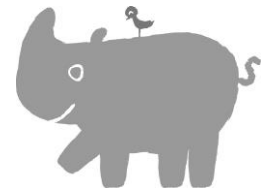
佐井司法書士法人ホームページに飛びます。



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。株式会社アイ・エヌ・エス 松本典子様、元木查恵子様、ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・成年後見人を佐井個人から法人へ切り替えの協力をお願いしていましたが、5月に開始して、全ての手続きが終わりました。法人として、最初の後見人選任申立も準備中です。また、3月末決算の会社様の役員変更登記もほぼ終わり、今年前半の山場を無事に越すことができました。
- ・毎年7月号紙面で、事務所の社会貢献活動を報告しています。今年も沢山のペットボトルキャップや古切手を届けることができました。事務所内でスタートした活動も、テミス通信の誌面をご覧いただいて、宅配便で送って下さる方、事務所にわざわざ持ち込んで下さる方、相談時に届けて下さる方と、多くの方に参加いただいております。本当にありがとうございます。
- ・好調な阪神タイガースの観戦、例年にないペースで甲子園に通っています。シーズン最後に笑えるか!? 弱気が先立ちます(汗)。
- ・事務局の和田 梢が7月退職いたしました。大変優秀でしたので残念ですが、新しい目標に向かって頑張るものと思います。お仕事をさせていただきました皆さまには、お礼申し上げます。ありがとうございました。
(佐井恵子)
- ・私事で大変恐縮ではございますが、一身上の都合により7月11日付で退職いたします。在職中は様々な登記や相続手続きのお手伝いをさせていただき、ありがとうございました。あまり馴染みのない用語をどのようにお伝えすれば、より分かりやすく受取っていただけるかを試行錯誤する日々でしたが、どのような仕事でも通じることだと思うので、これからも精進していきたいと思えます。未筆ながら皆さまのご健康とご多幸をお祈り申し上げます。
(和田 梢)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいております。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号
TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール saikeiko@sai-shihou.jp (変更しました。)
ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>
ブ ロ グ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>